

貿易の自由化と日本農業

逸 見 謙 三

貿易、為替自由化促進閣僚会議は去る六月二四日、日本経済自由化の一応の方針を決定し、『貿易、為替自由化計画大綱』⁽¹⁾として発表した。これは一方において、わが国がIMFやガットの精神を尊重し、国際社会の一員としての役割を果たす上の必要から、他方において、資源に乏しく人口の多いわが国としては海外諸国との自由な交易によらざればその経済発展を期せられないという立場から、自由化を極力推進することをうたっている。

しかし実際に自由化を進めるに当っては次の三点を注意している。第一、長年にわたり封鎖的経済の下で形成された産業経済に及ぼす自由化の過渡的影響に十分考慮を払う必要があること、第二、過剰就業とこれに伴う農林漁業における零細経営および広汎な分野における中小企業存在等に示された産業や企業の経営上・技術上の弱点を考慮すべきこと、第三、国際環境においてもわが国は欧州共同市場のような長期的に安定した協力経済圏を有していないのみか、多数の国がわが国に対して差別的な輸入制限措置をとっていることに注目せねばならない、これらである。

『貿易、為替自由化計画要綱』は、以上に述べた基本方針に続いて、自由化に伴う経済政策の基本的方向と対
貿易の自由化と日本農業

策（その五として、農林漁業の体質改善がうたわれている）、さらに商品別の自由化計画（その最後が農林漁業部門となっている）、そして最後に為替面の自由化計画が加わり、四つの部分からなっている。これ等は従来とかく議論されてきたものではあるが、政府の自由化計画の、一応の決定をみたものであって、従来とは別の意味で今後の議論の対象となるものである。

本稿ではこの『大綱』を基礎として、貿易の自由化が日本農業に及ぼす影響およびそれをめぐる若干の問題点を論じようと思う。いうまでもなく貿易自由化は大きく国際経済外交の分野に属する問題であって相手国の事情（それには政治学の分野に属するものまでも含まれる）によって大巾に左右される。従って政府の決定といえどもそれ程確立したものではありえず、突然の、大巾な変更の可能性を含むものであらうことは明らかである。われわれはこの可能性に備えてIMFなり、ガットなりの性格に相当の注目を払わざるをえない。この意味で、若干解説的ではあるが、自由化の意味から論じたいと思う。⁽³⁾

注(1) これはガリ版刷で、経済企画庁から六月二四日附で発表されている。

(2) この国際経済外交 international economic diplomacy なる用語は R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy, Anglo-American Collaboration in the Reconstruction of Multilateral Trade*, 1956, p. Xiii にある。筆者は本稿の背景をなす国際経済関係の理解においてガードナーのこの労作に非常に負うものである。

(3) 自由化の意味を論ずることの正当性は、これに關して世上非常に多種類の誤解が流布されていることによっている。その存在を物語る最良の例となるものは我妻東策教授の最近の論文であらう。同教授の次の論述が如何に以下に述べる処と相違しているかは一見して明らかである。「……もしこの自由化の嵐がそのまま直ちに農村を風びするものとしたら、日本の農村はおそらくかつてのイギリスの総動員運動時代の農村の姿をあらわし、多数の農民はルンペン化して都会のスラム街に落ちてゆくだろう。……気になるのは、最近のわが国の農政思潮のうちに、案外、この古典的な自由放任思想の流れてい

ることである」(我妻東策「自由化と農協」『農村研究』一九六〇年七月号、一〇頁所収)。なお同誌同号所収の同じ著者による「貿易自由化と日本農業」も同様である。

一、貿易自由化の意味

貿易為替の自由化の問題でいつも引き合いに出されるのはIMF(国際通貨基金、International Monetary Fund)とガット(関税及び貿易に関する一般協定、General Agreement on Tariffs and Trade)である。両者は英米両国により広範な戦後経済再建の共同政策のそれぞれ重要な一部をなすものである。IMFは世銀(世界銀行、International Bank for Reconstruction and Development)と共に国際金融面を取り扱い、ガットは商品貿易の面を取り扱っている。IMFと世銀とは、前者が主として短期金融の問題を扱い、後者が主として長期金融の問題を扱っているという意味で補完的である。更にガットが扱っている商品貿易の問題は国際金融の問題とも表裏をなしているから、ガットとIMFないし世銀とは補完的である。ガットは残念ながらその実現を見なかったITO(国際貿易機関、International Trade Organization)と分業体勢をとっていたので、これが実現すれば英米の世界経済再建の共同政策は一層完全に近いものであったろう。

ここで世界経済の再建というこの意味を簡単に述べたい。これは第一次世界大戦後の世界経済再建の失敗の反省の上に発するものである。特に一九三〇年代の世界経済不況とそれに伴う種々の弊害を繰返さないようにとの反省に基づくものである。この反省は一九四二年ジュネーブの国際連盟が『両大戦間の通商政策——国際的提案と国民政策』に要約されている。⁽¹⁾すなわち、(1)各国政府が戦時経済から平時経済への移行に失敗したこと、(2)真の意味

で政治的保証を達成しえなかったこと、(3) 社会保証、特に雇傭と農業所得の分野において実質的施策に失敗したこと、(4) 主要諸国が国際収支の状態と通商政策とを調整するのに失敗したこと、(5) 為替政策、貨幣政策と通商政策とを調整するのに失敗したこと、(6) 農産物需要を増加せしめて、制限的農業政策を緩和することができなかったこと、(7) 未開發諸国の経済発展について適切な提案をなしたり、また発展計画をその通商政策に調整することができなかったこと、(8) 通商条約の最惠国条項を貿易拡大の手段となしえなかったこと、等である。これ等は戦後の世界経済政策の指導理論の資料を提供するものであった。更にこれ等の反省に基づいてなさるべき施策は次の三つの領域に分けられるであろう。(一) 戦後における戦災地域の人々の救済、(二) 戦災をうけた産業、経済施設の復興、(三) 一九三九年以前の討議から生れた戦後経済の長期計画、である。そしてアンラ等の戦後の救済に直接影響するものを除くと、上述の長期計画の領域で理想案に近い案が統々と生れたのである。

それ等種々の案の中で、本稿に關係深い分野における、重要な性格をあげれば英米の共同による多角的接近方法 (multilateral approach) である。最初にどうして英米の共同ということが表面に出たかを説明しよう。これは二つの理由に基づく。(1) ポンドとドルとが国際金融ないしは国際貿易上の基本通貨 (key currency) であるので、英米両国の金融政策ないし通商政策の一致をみなければ、世界経済の再建は計り難いという理由があった。(2) もっと實際的な理由があった。アメリカが参戦してから後は、英米は、一九四一年三月一日発効の武器貸与法 (Lend Lease Act) 等を通じて実に多くの点で経済協力を行なった。これは同盟国の資源はプールされて運用されるべしという原則をうち立てた。戦後の計画における英米の共同もこの既存の共同の上に行なわれたのである。(4) このよう

な次第で、戦後の世界経済計画は英米のイニシアチブと共同によるものであった。後述する処であるが、アメリカ

の援助の下に西ヨーロッパの経済が復興する。他方においてソ連・中国は独自の経済計画を進めていることは説明を要しない。貿易の自由化がアメリカの押しつけだとか、西ヨーロッパとアメリカだけの自由化だとか云われることの原因の一部はこの英米の共同による経済計画という性格によるものである。

続いて多角的接近方法について説明する。これは云うまでもなく前述の英米の共同という性格と矛盾する。この多角的接近方法の背景をなす普遍的接近方法 (universal approach) は英米の共同の強調に優先していたことは事実である。例えば、戦後世界経済の再建計画において重要な役割を占めていたコーデル・ハルは英米の共同を余り強調することは彼の普遍的システムと相容れないと信じて、その危険を避けることを要求した。⁽⁵⁾ ハルは世界政府といったような概念はもっていなかったが、彼の普遍主義は或る種の樂觀的哲学であった。国際連盟の考え方の当然の発展と考えてもよい。しかしこの側面においてももっと具体的な理由があった。というのは一九三〇年代の世界経済は、経済的無政府の状態として、地域主義、差別主義、双務主義および不安定 (regionalism, discrimination, bilateralism, instability) をその特徴とし、各国はその弊害に困り抜いたからである。これらを阻止して世界経済を拡大の方向に導くことは世界経済の再建において最も必要なことと考えられた。この意味では欧州経済協力機構を中心とする西ヨーロッパ経済の復興は戦後経済再建の主要路線に沿ったものではなく、いわんや欧州共同市場は相容れないものである。

多角主義に基づいて最初に積極的な一歩をみせたのはハルに導かれたアメリカ側である。これはイギリスの連邦主義に直接挑戦したものである。そして大西洋憲章(一九四一年八月一四日)に「差別を附することなく (without discrimination)」という用語を挿入するかどうかに関するルーズベルトとチャーチルとの論争になったのである。こ

それは直接的にオッタワ協定と矛盾するからである。結局は「差別を附することなく」という用語は一層弱いものとなり、また「現存の責務」(これはオッタワ協定によるイギリスの責務を指す——筆者——)に十分な考慮を払って」という用語が挿入されたのである。⁽⁶⁾この妥協は現在でもガットにおける英連邦の差別主義の問題となっているが、兎も角この米大統領と英首相の大西洋憲章の共同声明によって、英米の共同による多角的接近方法による世界経済の再建という基本的性格が出来上ったのである。そしてこれが具体的にはIMFや世銀になり、又ITOやガットとなったのである。続いてこれ等を述べるのであるが、その前に多角主義の定義を述べたい。

多角的システムとは外国貿易と外貨支払とに関する障害が適当な水準まで引下げられ、そして障害そのものは無差別であるような世界経済のシステムをいう。このシステムに導こうとする主義が多角主義で、このシステムによって世界経済の再建を達成しようというのが多角的接近方法である。これは明らかに自由貿易(free trade)とは別である。例えば貨幣政策において多角主義が要求するのは通貨の「交換性」であって、凡ゆる為替統制の完全な撤廃ではない。一国の通貨の交換性が回復したからといって、その国の居住者自身はその通貨を外貨に変える権利を有さないかも知れないが、しかし非居住者は必ず有するであろう。同様のことが通商政策にも妥当する。多角主義の要求するのは関税その他の貿易障害の撤廃ではなくて引下げなのである。そしてこの引下げの後においては凡ゆる障害は無差別であるべきなのである。勿論多角システムは自由貿易のシステムに余程近いし、實質的には殆んど同様であろう。しかし上述の多角主義の最も内々の定義(minimum definition)は極めて重要である。撤廃ではなくて引下げであり、無差別なのである。⁽⁷⁾それらはIMFやガットの各条文の背景をなしている原理なのである。

武器貸与法とか大西洋憲章とかに盛られた原理ないし性格に基づいて、イギリスの経済学者とアメリカの外交官

とは非公式の会談を重ね、戦後の経済計画に含まれるべき措置に関して一つの結論に到達した。その措置は次の六項目よりなるものである。(1)為替の安定を維持し、構成国の国際收支問題に資するための国際機関を設置すること、(2)長期国際投資を行なうべき国際機関を設置すること、(3)第一次生産物の価格統制に関して国際協定を締結すること、(4)貿易障害の引下げのための国際的措置をとること、(5)救済と復興のための国際機関の設置、さらに(6)完全雇傭の維持のための措置をとること。⁽⁸⁾ 第一項がIMF、第二項が世界銀行、第三項が国際小麦協定等の国際商品協定、第四項がガット、さらに第五項がアンラとなったことは云うまでもない。更にITOは第三項、第四項、第六項などを含むものだったのである。

さて世間周知のように第一項に関してケインズの国際清算同盟案 (Proposals for an International Clearing Union) がイギリス案として出され、ハリー・ホワイトの連合および、加盟国の安定基金に関するアメリカ案 (A United States Proposal for a United and Associated Nations Stabilisation Fund) がアメリカ案として出された。⁽⁹⁾ 通常前者をケインズ案、後者をホワイト案といっている。両案とも(1)戦争によって中断された国際的貨幣協力の実現を試みているし、しかもこれを条約による協力ではなくて国際機関による協力という点で共通点をもっている。更に両案とも(2)国際機関による為替統制、(3)各国別準備を国際的流動準備で補充すること、(4)各国が国際均衡をおびやかがす如き行為をなすことを国際機関が監視すること、そして(5)多角決済機構等の共通点を含んでいる。ケインズ案とホワイト案との間には多くの、重大な相違点があった事も明らかである。イギリスもアメリカも戦後の事態を誤診したことも事実であった。ケインズ等のイギリス側が最も恐れたのは戦後の不況であったが、戦後は世界的に強い、そして永続的なインフレの波に見舞われている。又アメリカ側が最も恐れたのは戦後の為替切下

げ競争であつたが、戦後、各国は為替切下げに凡ゆる抵抗を示しているようである。その国の通貨価値が評価されて過ぎているような場合でも然りである。⁽¹⁰⁾ケインズ計画の方が野心的であり、特にバンコール (Bancor) なる世界通貨をもって豊富に各国の流動準備を補充しようとするものである。その際バンコールは当座借越の原理 (overdraft principle) に立っている。ホワイト案の方が健全通貨主義的であり (預託原理、deposit principle に立っている)、その規模は小さく、バンコールに対してユニタス (Unitas) を用意したが、これは世界通貨ではなく、単なる一ユニタスが一〇ドルを示すものに過ぎないものであつた。従つてホワイト案の方は基金が涸渇する心配がある。これを行政指導でやつて行こうとするものである。このためにホワイト案の方が各国の通貨政策とか、金融制度に対する干渉の度合が強かつた。⁽¹¹⁾

これ等両案の討議の末に IMF が誕生したのであるが、この討議の過程でケインズ案は比較的早期に葬られた。これはケインズ案においてはバンコールの割当総量が三〇〇億ないし三五〇億ドルという龐大なものだったためであつた。戦後はアメリカ以外は債務国であつたので、この割当はアメリカからの輸入に使用されるであらうと予想された。そしてアメリカに大変なインフレーションを引きおこすと考えられたのである。ケインズ自身は戦後の不況を予想していたから、長期の世界経済の安定のためにはこのインフレーションも仕方がないものと考えた。アメリカがイギリスに対してなした最大の譲歩は稀少通貨条項 (scarce currency clause) である。これは債権国に犠牲を負わすものである。債権国が基金に対して有する債権が規準以上に達すると、基金はその国の通貨を稀少通貨であると声明する。そうすると基金の手持は債務国に割当てられ、又債務国は債権国に対して差別的措置を採用することを許される。その他いくつかの討議があり、発表されたのが一九四四年四月の『国際通貨基金の設立に関する

専門家の共同声明』(Joint Statement by Experts on the Establishment of an International Monetary Fund)

であった。また別に前年一月に世銀の草案が出来た。⁽¹²⁾これ等に基づいて一九四四年五月ルーズベルトは四カ国に招待状を發し、七月にニュー・ハンプシャーのブレトン・ウッズでIMFと世銀が討議された。かくてIMFと世銀とを両翼とする世界經濟再建のブレトン・ウッズ機構が成立したのである。以上のIMFの説明を要約する意味で、以下にブレトン・ウッズの七つの基本原理をかかげる。⁽¹³⁾

(一) 為替相場の変更は國際的關心事である。そしてその安定は相場を短期的には固定せしめるが、長期的には國際經濟の構造的變動に適應せしめることによって最もよく達成出来る。

(二) 各国が國際收支の短期の赤字を国内の所得および雇傭の犠牲によつて是正することを避けしめるために、各国の金ないし通貨準備の補充が必要である。

(三) 政治的調和と經濟的厚生の利害は多角貿易と通貨の交換性によつて達成される。

(四) 國際收支上の困難は二面的なものであつて、不足国、過剰国の双方に責任がある。

(五) 國際的貨幣協力は國際機關によつてなされるのが望ましい。

(六) 貨幣的混乱は非貨幣的な原因によつておこる場合が多い。従つて國際貨幣機關は雇傭の安定とか、貿易の自由化とかに關する他の諸機關と共同する必要がある。

(七) 國際經濟の安定によつて高水準の國際投資は欠くべからざるものである。

第四項が稀少通貨条項であるが、その特徴とするところは従来は國際收支上の困難を不足国側の責任のみによつて解決していたのを、過剰国側にも責任を負わしめたことである。一国がIMFに加盟している限りは、外貨準備

が増加するに伴って、その国が為替面、貿易面で種々の措置を講じなければならないのは、この原理による。第六項はまたIMFとITOないしはガットとの關係を規定する。IMFが一定の措置をとると、ガットがこれに應じた措置を採るのは、この原理によるのである。現在の日本の貿易自由化（これはfreeing of tradeというよりはliberalization of tradeといふべきである）との関連でもう一つ附記さるべきことがある。それは多角主義の例外がどの程度まで認められているかということである。勿論、多角主義といっても、それは絶対的なものではない。ITOが調印されながらも、リベリアとオーストラリアの二国が批准したのみで流産したのはその限界を物語っている⁽¹⁴⁾。しかも、ITOより、多角主義の推進において若干非力であり、公式的でないガットが批准されたのであるから、世界における多角主義の承認の程度がITOとガットとの中間位に存在することを物語っている。例外は個々のケースでは数多く、これらに關しては後の機会に触れるが、ここでは西ヨーロッパ共同市場と、英連邦主義、更には實際收支上の理由による例外の三つについて記したいと思う。

第一はヨーロッパ共同市場などの地域主義との關係である。ここでは經濟同盟の利益の唱案が、或いは自由貿易に關する古典派の議論に根ざすものであるとか、更にはドイツ關稅同盟、アメリカ、或いはソ連等の大きな經濟單位が甚だ目立った經濟發展を示したことに起因するものであるとか⁽¹⁶⁾といった一切の議論に立ち入らない。同様の議論はIMF等に關してもその長い系譜に關してなしうるのである。ここで問題としたいのは普遍主義ないしは多角主義をとっている戦後の世界經濟の再建の過程で、何故にヨーロッパ共同市場のような異質的なものが生れたかという⁽¹⁷⁾ことである。

その詳細は省略せざるをえないが、ブレトン・ウッズ機構の創始者達は、當時、世界は、極く短期の調節の後に、

速かに政治的・経済的均衡状態に到達するであろうと仮定していた。⁽¹⁸⁾ところがこのような仮定ないしは期待と戦後の事態とは非常な対比を示した。特に国際政治の領域で然りであった。国連の舞台は米ソの二大勢力に二分されてしまった。ソ連の衛星圏の発展とドイツの没落によるヨーロッパにおける空白とは、無視するには余りにも深刻な不均衡を生ぜしめた。二つの大戦によって弱体化された西ヨーロッパの国々は自らの力ではその文化的伝統を保持しえないことが次第に明らかになった。同じようなことは経済の領域にも見られた。一九四六年八二億ドルであったアメリカの輸出余剰は、一九四七年には一一三億ドルに増大した。世界的ドル不足が出現した。特にこのドル不足現象はヨーロッパにおいて酷く、ヨーロッパの貿易面の赤字は一九四六年の五八億ドルから一九四七年の七五億ドルに増大した。この原因の中にはヨーロッパ諸国の植民地権益の喪失、東西貿易における条件変化、その他のインフレーション項目の喪失、更には西ヨーロッパとアメリカとの経済関係の変化等、単なる西ヨーロッパ経済の正常な回復では救済しえないものが数多く含まれていた。

ブレトン・ウッズ機構はそもそもこのような政治的・経済的不均衡状態の下では順調には運営出来ないようなものだったのである。それは過渡期の問題が解決した後に正常に運営されるものであった。だから過渡期の諸現象が正常化されるような世界では多くの欠点を表わしだした。政治上の困難の故にIMFにしろ、世銀にしろ「政治関係からの独立」なる性格を急速に失なっていた。ソ連はブレトン・ウッズ協定を批准することさえしなかった。この結果、英米の発言力は異常に強まり、ブレトン・ウッズ機構は次第に英米の政策の機関となって行った。かくてヨーロッパ援助の新しい機関が必要となり、マーシャル計画いなしはトルーマン・ドクトリンの誕生となった時にはIMFも世銀も英米の政策に奉仕することとなった。一九四七年七月にIMFが決定した六・一億ドルの援助

は決して短期の安定といった目的のためではなく、アメリカ議會を新しい援助計画が通過するまでの間、それと同じ目的を達成しようとするものであった。

ところでマーシャル計画の達成で、最も困難であったのは、当時ヨーロッパ諸国の間に存在していた網の目のような貿易制限であった。西ヨーロッパの統合は新しい計画にとって主要眼目となった。アメリカの政策はかくて普遍的な多角主義から一地域の多角主義に後退し、それがブレトン・ウッズ機構の中で英米によって承認されたのである。

第二はイギリスの連邦主義と多角主義との調和である。多角主義の第一歩がアメリカ側に唱導されたものであり、イギリス側はむしろ受身に立っていたことは既に述べた。この論争においてイギリスが防衛に成功することは、戦後の多角主義運動がかなりの後退を示すことを意味した。不幸にしてアメリカの政策における三つの事情変化によってイギリスは防衛に成功することとなったのである。⁽¹⁹⁾ (1) アメリカの総選挙において共和党が勝利を収めることとなった。当時のエコノミストはこの事情変化を次のように記している。「アメリカの関税思想においてコーデル・ハル氏の優位は過ぎ去った。高関税側が復活している。：その下でイギリスが『差別措置』の廃棄の誓約に同意しなければならぬようなアメリカの低関税政策の条件は実現しないであろう。」と。(2) このような政治情勢の変化に応じてトルーマン大統領は一九四七年二月、アメリカの貿易協定政策に関して、一つの指令を発した。これは互惠通商法とか、それに続くジュネーブにおける関税會議に関して共和党の了解をうるためのものである。そして免責条項に関するアメリカの態度の軟化をイギリスに印象づけしめたのである。(3) フィリップスの独立に際して締結された一九四六年の米比貿易協定は、アメリカが自己の主張する多角主義を踏みこむ事例と考えられた。これはア

メリカーキューバ間の同種の協定と共にイギリスの態度を硬化せしめた。これ等三つの發展の結果は一九四七年一月二十九日のウィルソンの次の言明に明らかである。ジュネーブ會議の協定は「英連邦諸国の間に發展した經濟的取り決めを、いかなる方法においても弱めるものではない」と。かくて連邦主義は實質的に無疵のまま残存することになったのである。

第三は更に一般的な國際收支上の理由に基づく例外である。貿易の数量的制限に関しては討議のかなり初期において英米の専門家の間に見解の一致が見られた。それは数量的制限は特に有害な貿易障害であるということである、それは價格機構の否定であるというのである。そして幼稚産業の保護のためにも、農業のためにも、又国防上必要な産業の保護のためにも認めるべきではないとなされた。その唯一の例外が國際收支上の理由に基づく制限であることに關しても見解の一致が見られた。⁽²¹⁾（農業に關しても例外となることは後述する。）これは理論的にも考えられる例外であり、イギリスが最初にアメリカのイニシアチブに反応した時にも附した条件でもあるので、この点に關してはこれ以上説明しないこととする。

説明が何時の間にかブレトン・ウッズ機構からITOないしはガットの方に移つて了つたが、これら兩者に關して入門的説明が残されている。というのはこれによつてのみ、貿易自由化の重要な側面が明らかにされるからである。

問題を理論的な側面において、重商主義對古典派の自由貿易論という對比において考察しよう。⁽²³⁾重商主義者にとつては外國貿易の役割は、一國の余剩生産物へのはけ口を提供し、貨幣金屬の大なる蓄積を獲得することにあつた。ところが、古典派經濟學者はセイの法則を受け入れ、したがって一般的過剰生産はありえないと信じていたので、

外国貿易は、他の経済活動と同様に、人間の欲望充足機能への貢献によって評価さるべきであるとなした。換言すればより一層能率的に資源を利用することである。輸出はそれによって生産と雇傭が増加するから有用なのではなくて、それとの交換で得られた輸入品が消費者に対して有つ価値によって有用となるのである。だから関税、輸出補助金、ダンピング類は有害無益なのである。ところが理論的にはケインズ経済学が、実態的には両大戦間の経験が、古典派の仮定した自動的完全雇傭ないし、自動的国際収支の均衡を否定したのである。三〇年代の一〇年間に見られたように、失業が世界中に蔓延するならば、重商主義政策は、明らかに一国に対して他国の犠牲において利益をもたらすのである。しかし重商主義理論の復活が、これを一つの実政策として鼓吹することの理由とはならないことは云うまでもない。かくて国際貿易の実際的行為は、古典派経済学者が信じたよりも、一層交渉と宥和の問題であることが認識されたのである。この意味で多角的接近ないし自由化の過程は交渉ないし宥和の過程なのである。

次に問題になるのは国民経済計画と通商政策との関係である。⁽²⁴⁾種々の国は、それぞれの経済計画の定義に従って、経済計画を行なっているといえる場合もあろうし、いいえない場合もあろう。しかし戦後は各国とも国民経済計画への明らかな傾向を有していることは否定しえないであろう。そしてこの傾向の存する限り次の傾向の存することともまた否定しえないであろう。(1)国民経済計画は国民経済の価格構造を人為的なものたらしめ、その維持のために貿易統制へと導くものであるので、また完全雇傭政策が特に推進されるために国民経済はコスト・インフレ的なるので、中央統制的な経済では外国貿易の統制は国内経済の統制より一層抱括的で、一層集中的、厳格なものとなる傾向がある。(2)このような事情の下では、自由経済下では通常の私的ビジネスとして取り扱われて来たような

通商上の問題も、公的な政府決定ないしは外交の問題としてしまうような傾向がある。貿易上の種々な問題は私的レベルでの討議から政府レベルでの討議となるのである。かくてここでも通商問題が外交的交渉と宥和の問題となる傾向があるのである。

このような基礎の上に更に實際的条件があった。一九三四年の互恵通商法(Reciprocal Trade Agreement Acts)である。一九二〇年から一九三四年に到る期間のアメリカの関税政策は、アメリカの関税をして交渉の対象となさしめないことであつた。そしてこのアメリカの交渉不能の高関税は、この間の世界のいかなる関税引下げ運動に対しても重大な支障となつたものであつた。だからコーデル・ハルの指導の下に一九三四年互恵通商法が成立し、アメリカが効果的な双方的関税交渉の時代に踏み込んだことの意義は大きい。⁽²⁵⁾そして一九四四—四五年の戦後のアメリカの通商政策の形成において、互恵通商法の思想は重要な役割を演じたのであつた。⁽²⁶⁾それはこの法律の拡大ないし延長によってアメリカの輸出を伸ばそうとするものであつた。

ここで確認しておきたいのは次の事実である。即ち互恵通商法は決して自由貿易の原理に依拠するものでも、又比較生産費原理に闡説するものでもないのである。消費者の利害が議論されたのは事実であつたけれども、法律においてはこれに対する特殊な言及は一切なかつたのである。同法によって行政当局に与えられた権限は「アメリカの海外市場の拡大に資するためのもの」に限られたのである。それは輸入を増やすための法律ではなくて輸出を増やすための法律なのである。⁽²⁷⁾

かくて「それ(互恵通商法が行政当局に与えた権限——筆者)がなければ(ガットの——筆者)交渉を成功裡に導くに足る交渉能力をアメリカ当局者は有することが出来なかつた」というること、それは古典派の自由貿易論と全く異

なったのであること、更に、ここでは説明しなかったが、それが金融面における英米共同の必須の補充物であること⁽²⁸⁾の三点がガットに関して注目されねばならないのである。以上でITOないしガットの一般的説明を終る。われわれは、これらの説明で、IMFとかガットとかの関連で貿易自由化の意味する処を知りえたであらう。

注(一) League of Nations, *Commercial Policy in the Inter-War Period: International Proposals and National Policies*, 1942, pp. 156-58.

- (2) W. M. Scammell, *International Monetary Policy*, 1957, p. 112.
- (3) この点を「ブレトン・ウッズ協定の討議において、最初に、明確に指摘したのはハーバートのウィリアム教授の「基本通貨案」(key currency proposal)である。参照、R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, pp. 132. ff.
- (4) W. M. Scammell, *International Monetary Policy*, pp. 113, 4. 武器貸与法(国際的には武器貸与協定)の第七条は後述の大西洋憲章に導く基本原理を、それに先んじて表現しているので重要である。更に Combined Shipping Adjustment Board, Combined Munitions Assignment Board, Combined Raw Material Board, Combined Food Board, Combined Production and Resources Board 等が戦時協力の機関であった。
- (5) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, p. 6.
- (6) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, chap. III.
- (7) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, pp. 13, 20.
- (8) W. M. Scammell, *International Monetary Policy*, p. 122.
- (9) これに関する文献は多いが、ガードナーおよびスキヤムメルの両者の該当箇所もまた十分な知識を提供する。
- (10) Randall Hinshaw, *Toward European Convertibility*, No. 31 of the *Essays in International Finance* of Princeton University, 1958, p. 6.
- (11) 両案に関する文献は多いが、邦語の最良のものはハリス編『日本銀行調査局訳『新しい経済学、II』一九四九年、第五部。特にジョアン・ロビンソンの論文である。
- (12) この討議に関してもガードナーおよびスキヤムメルの両者の該当箇所参照。

- (13) W. M. Scammell, *International Monetary Policy*, pp. 148-9.
- (14) これは、戦争直後の世界経済再建に対する情熱の喪失の他に、アメリカ国内では、保護貿易主義のITOに対する超國家權力の譲渡に対する反対に屈したことを意味した。又イギリス国内では連邦主義に屈したことを意味している。(これに関しては本文一二一―一二三頁参照。)その他の諸國も余り嚴格に國家權益を統制されることに反対した。特に後進國は幼稚産業保護の立場から反対した。R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, Chap. XVII. および内田宏・堀太郎共著『カントリー分析と展望』一九五九年、一六―七頁参照。
- (15) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, pp. 379-80.
- (16) Tibor Scitovsky, *Economic Theory and Western European Integration*, 1958, p. 10.
- (17) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, Chap. XV.
- (18) この戦後の世界に関する素朴な見方は、楽観的仮定は「今日の目からは、真に驚くべきものではな。 R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, p. 7. 以下をケントベックの手記を参照せよ。
- (19) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, pp. 351-4.
- (20) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, p. 359.
- (21) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, pp. 106-7, 148.
- (22) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, p. 37.
- (23) 以下主としてメンシラー「國際貿易の理論」ヘリス編、都留重人訳監修『現代経済学の展望―理論篇I』一九五二年、一三七―四三頁に於て。
- (24) Jacob Viner, *International Trade and Economic Development*, 1953, Chap. V.
- (25) W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade: An Analysis and Appraisal of the ITO Charter and the General Agreement on Tariffs and Trade*, 1950, pp. 15-7.
- (26) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, p. 158.
- (27) W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, pp. 16-7. われわれは互恵通商法の場合、ワルター・サラメントに従って、次のように一般化し得るであらう。曰く「自由化された貿易は、長期的には、資源貿易の自由化と日本農業

の一層能率的な配分とより高い実質所得をもたらすという古典派の主張は、多くの経済学者の政策論の知的基盤ではあるが、自由貿易反対論者を曾つて説得したことも、また自由貿易論者によつてその反対論者の説得に用いられたこともなかった。というのは自由貿易論者はこの議論が他人を説得するようなものとは考えなかったか、彼等自身を説得しうるものではないことを知つてゐたからであつた」。²⁸ Walter S. Salant, "Employment Effects of United States Import Liberalization," in *American Economic Review*, May 1960, p. 419. 参照

(28) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, p. 101.

二、ガットの規定と農業問題⁽¹⁾

前節で、われわれはIMFとガットの一般的性格を説明し、これから貿易自由化の意味づけを行なつた。本節ではガット条文そのものの説明を、特にそれが農業に対して有つ關係を考慮しつつ行ないたい。前節に述べられたガットの一般的性格はその協定の前文に明らかである。即ち、

貿易及び経済的努力の分野における相互關係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度の且つ着実に増加する実質所得額及び有効需要量を確保し、世界の資源の完全な利用を發展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する目的をもつて導かれるべきであることを認め、

関税その他の貿易障害の実質的な軽減並びに國際通商における差別待遇の廃止を目的とする相互的な及び互恵的な取極めを締結することによつてこれらの目標に寄与することを希望し、…

かくて(一)関税その他の貿易障害の実質的な軽減、および(二)差別待遇の廃止の二大原則が明らかである。続いてガット条文の構成を図示したい。(必要な場合には若干の解説をふす。)

関税 最惠国待遇（一条一）

例外 特惠（一条二―四）

これには英連邦特惠、フランス連合特惠、ベネルックス関税同盟、米比特惠、米・キューバ特惠等が含まれる。

関税同盟及び自由貿易地域（二四条四―10）

これにはベネルックス関税同盟、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州経済共同体、欧州自由貿易連合等が含まれる。

国境貿易（二四条三）

関税の譲許 関税引下げ交渉（二八条の二）

譲許表（二条）

譲許の無効化の防止（二条一、三、四、五）

これには輸入課徴金、その他の課税の問題が含まれる。

内国税及び内国規則

最惠国待遇（一条一）

内国民待遇（三条）

露出映画フィルムの特例（四条）

関税上の評価の適正（七条）

輸出入手数料及び手続

最惠国待遇（一条）

手数料の軽減、手続の簡素化（八条）

原産地表示の簡素化（九条）

貿易規則の公表（二〇条）

譲許表の修正または撤回

通常の場合（二八条一）

特別の事情がある場合（二八条四）

平価切下げの場合（二条六）

――未開発国の特例（一八条A、C、D）――

第一八条は曾つては「経済の開発及び復興に対する政府の援助」を規定していたが、一九五五年に「経済開発に対する政府の援助」と改められたものである。これは低開発国に対して(1)関税譲許の修正、撤回、(2)国際収支擁護のための輸入制限、および(3)特定産業の確立促進のための輸入制限の三点を特別に認めたものである。

――緊急措置（一九条）――

これは国際収支上の理由によって輸入制限を行ないえないアメリカが強力に主張し、国内産業保護のための緊急措置を挿入し、これに對してイギリスが英連邦保護のための「自国と特惠関係にある他の締約国の産業の保護のための緊急措置」なる項目を入れたものである。アメリカは日本等に対して常にこれの発動を示唆しては輸出規制をなさしめている。

――関税同盟結成の場合（二四条6）――

――その他（二七条、二五条5）――

これは例外的な義務免除（いわゆるウェイバー）を規定しているのが重要である。詳しくはハード・コア・ウェイバーの處で述べる。

数量制限――数量制限廃止の原則（二一条1、2）

――例外――

――一次産品等に関する特例（二条）――

これには(1)食糧その他重要物資の危機的不足を防止、緩和するための一時的輸出制限、(2)商品の分類、格付、または販売に関する基準または規則の適用のための輸出入制限、(3)国内農漁業統制

措置の実施のために必要な農漁業産品の輸入制限がある。ウェイバー、ハード・コア・ウェイバーに關しては後述する。

国際収支擁護のための例外――一般の場合（一二条）
未開闢国の場合（一八条A）

未開闢国の特定産業保護のための例外（一八条C、D）

緊急措置（一九条）

経済的要因に基づく一般的例外（二〇条）

公徳保護のための措置、人および動植物の生命又は健康の保護のための措置、国宝の保護のための措置等がこれに含まれる。

安全保障のための例外（二一条）

ハード・コア・ウェイバーが認められる場合（二五条5）

ウェイバーとは例外的な義務免除の規定で、協定の規定していないような例外的事情がある場合に、締約国団に、投票の三分の二（同時に締約国数の過半数）の多数で締約国に対して課せられた義務を免除する権限を与えたものである。これの適用の例としてはアメリカがA A A 第二二条との関連でなしている農産物の輸入制限と附加関税である。ハード・コア・ウェイバーとは更にまたその特例で次のような事情によって成立した。国際収支上の理由に基づく輸入制限の撤廃が多くの国々で問題になり出した頃、永年継続して来た輸入制限で保護されて来た産業が急激な打撃を受けることが明らかになって来た。すなわちハード・コアの存在がやや一般的な現象であることが明らかとなったのである。これは最初一九五四―五五年の会議で、西ドイツが国際収支上の理由消滅後、特に農業部門において経済的・社会的理由から輸入制限を残す必要があるとして、暫定的に輸入制限を認める方法の採用を提案したことに基づく。一九五五年三月五日、この問題の一般的処理方式を示すものとしてハード・コア・ウェイバーが生れた。これは制限撤廃により

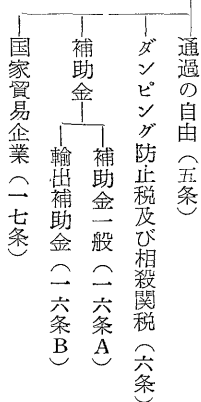
損害を受ける国内産業に五年を限度として猶予期間を与えるものである。このウェイバーの承認手続は一般の場合より単純で二分の一の単純多数決で承認される。この適用をうけたのはベルギーの農漁業、ルクセンブルクの農業、ドイツの農業等である。

—無差別待遇の原則（二三条）—

—過渡期の特例（二四条）—

戦後の過渡期であつて、国際収支上の理由から特例を認めざるをえないものを指す。（これはIMF協定一四条に対応するものである。）現在でも多くの国がこの特例を受けている。

その他の通商障壁



締約国……省略

運用

- 協議（二二条）
- 争訟（二三条）

締約国団会議（二五条）

締約国団会議とは総会であるが、総会で特別の委員会を組織したり、休会中に緊急問題に対して特に委員会で処理したりする。委員会の中で輸入制限委員会、関税交渉委員会、貿易拡大委員会等が重要である。貿易拡大委員会の第一委

締約国とIMFとの協力（二五条）

第一節で略述したIMFとガットとの関係をここで規定している。

員会はアメリカの互惠通商法の成立とヨーロッパ共同市場の設立に伴う多角的関税交渉の問題を扱う。第二委員会は農業保護および農業政策の検討を行なうものである。第三委員会は低開発国の開発とか輸出所得の維持、拡大とかの問題を行なう。これらは後述するハーバラー報告に関連して第一三回総会（一九五九年）に設置されたものである。

ガットの発効改正……省略

以上のガットの諸規定でわかるように一般的には国際收支上の理由によらなければ輸入制限を行なうことは出来ない。そしてこの国際收支上のものも、戦後の過渡期のものと見做されているのである。その他では英連邦等の特惠とかヨーロッパ共同市場とかが特例を認められている。これ等については既に第一節で述べた。その後、未開発諸国の問題が大きくなり、未開発国側からの要求によって未開発国が特別の取扱いをうけることになった。

農業に関しては特例はアメリカ側の特例とハード・コア・ウェイバーが認められているだけである。この点農業利害関係筋からは大変な不満が出されているようである。即ち一般的にはアメリカ側の特例⁽²⁾だけしか認められていないからである。

英米両国の農業の特例は案外早く、一九四三年頃から討議の対象となつたらしい。両国とも戦時中に農業生産が非常に拡大して、戦後これを世界の市場競争にさらすことは非常に非現実的と考えられたからである。その上アメ⁽³⁾

リカはA A A（農業調整法 Agricultural Adjustment Act）によって価格支持計画を実施中だったのであった。これには数量的輸入制限を伴っていた。一九四五年の数量的輸入制限に関する協議において農務省はこの継続に関する保証を強硬に主張した。結果は前掲図示の「数量制限」の例外の処で述べたような規定となって現われた。即ち「国内農漁業統制措置の実施のために必要な農漁業產品の輸入制限」である。これは既に国内において農漁產品が過剰状態にある場合において、(1)国内農漁產品の価格の崩落を防止し、または(2)過剰のストックを処理することなどのために政府が効果的措置をとるに際しての例外である。(ITOの場合には国際商品協定との関連で同じことが規定されていた。)⁽⁴⁾だから、一国が既に、

(1) 国内農漁產品の生産、または販売の数量について制限を行なっているとき、

(2) 国内農漁產品の一時的過剰を無償処分または低廉な価格で販売し、処理しつつあるとき、

には同種商品またはこれと代替関係にある商品の輸入を制限しうるのである。但しこの場合、(1)この制限を実施する国は輸入の数量または価額を事前に公告する義務があるし、(2)輸入の総計と国内生産の総計との割合を、制限がない場合に合理的に期待される割合より小さくすることは出来ないし、(3)利害関係国または締約国団から要請があったときは割当等について協議しなければならないのである。

われわれはこの条項に若干の註釈をつけたいと思う。これが英米共同の世界経済再建計画の比較的初期から討議に上ったことは既に述べた。しかしそれにはもっと根本的なものがあつた。ITOにしろ、ガットにしろ互恵通商法の線に沿うアメリカの従来からの基本的対外政策の現われであるとみることが出来るが、両者をそのようなものとみると、もう一つのアメリカの基本的対外政策が問題とならざるをえない。それは世界的規模での農業所得お

よび価格安定のための新しい方策を打ち出そうとするものであった。⁽⁵⁾これはアメリカが現在世界的規模で問題になりつつある農産物過剰問題の代表国であるからである。⁽⁶⁾従ってアメリカは一般的通商政策とこの農業安定政策とを調和せざるをえなかったのである。⁽⁷⁾この調和は既に述べたようにガットないしITOのなかの特殊例外として実現したが、この協議の過程でアメリカそのものの契約上の立場は非常に弱まったし、ITO、ガットを極めて不純なものとした。

批判の余地が存するのはこの協議の過程で、アメリカが若干事態の重大性を過小評価し、あるいは調和を安易な方法でやったということであろう。たとえば、この調和の際最も重要なものとして考えらるべき国際商品協定に関して、一九四八年三月、アメリカ合衆国上院において農務省の代表者はつぎの如く言明している。曰く、「この矛盾（一般通商政策と農業安定政策との間の矛盾が——筆者）の存する限り、合衆国の納税者の負担を増さないうで矛盾を解く最善の希望は、問題になっている個々の商品について国際商品協定を締結出来るといふ点にあるのです。協定に際して当該商品の特殊問題が認識され、実際には、協定期間中国際貿易協定実施の一般的考慮から外されうるので⁽⁸⁾す。」と。

しかし、アメリカの農業問題と西ヨーロッパ（これには日本を含めるのがよいと考えられる）の農業問題とは、同じ様な側面を持っているのであるから、両者は統一的に処理すべきなのである。それをアメリカに関しては、特にアメリカに適したような例外条項を設け、ヨーロッパに関してはハード・コア・ウェイバーで処理しようとした点に問題がある。ここでハーバラー報告が出されて、貿易拡大第二委員会が必要になり、また馬場教授やマルチンスレットなどの不満となって現われているのである。⁽¹⁰⁾だからアメリカが問題を過少に評価して、安易に、また自国主義

的に処理したことは非難さるべきであるし、ハーバラー報告の出た現在、早急にこの点が改められるべきなのである。

さてアメリカ側の特例を除くと、農業に関する例外はハード・コア・ウェイバーになってしまふ。これは既に述べたように、戦後の過渡期における国際収支上の困難が解消し、それに伴って輸入制限の撤廃措置がなされる際に、一定期間に限り与えられるものである。急激な輸入制限の撤廃によって長い間実質的に保護されて来た農業の受ける苦痛を軽減しようとするものである。差し当り日本がIMFから国際収支上の理由なしと判定されて採用すべきはこのウェイバーである。二つの点で注意を喚起したい。(1)これは工業には与えられなくて、農業にだけ与えられているということである。国際収支上の理由による輸入制限によって実質的に保護されて来た、或いは来ているのは農業に限られず、工業の場合もであろう。それが農業にだけ与えられているのは農業の特殊事情が考慮されたものである。又ハード・コア・ウェイバーが与えられるのは事実上西ヨーロッパと日本とに限られるであろうから、これは西ヨーロッパの農業の特殊事情が認められていることである。(2)ハード・コア・ウェイバーの申請期限は最初一九五七年末まで(だから一九五五年三月からの三カ年弱に限られていた)であつたのに、その後再参延長されたという事実がある。これは西ヨーロッパ農業の問題の重要性が次第に認識されてきたためであろう。

特に日本に関して若干の註釈をなしたい。(1)若し日本がガットで貿易の自由化(先述の如く liberalization of trade、数量的輸入制限の撤廃を意味する)を決定された場合、ハード・コア・ウェイバーが申請出来るだけ農業の方が工業より有利である。なお調整の期限は最大五カ年に限られているが若干の延長は認められる。(2)貿易の自由化は関税率とは無関係である。そして現在日本は、農産物においては、大豆・トーマロコシ等若干のものを除き、ガット協定

税率を有していない。これは多くの商品に關して自由化と共に關稅率を引上げうることを意味している。(ガット協定稅率とは、ガット關稅交渉において引下げまたは据置きを約束した稅率である。従つてこれは非常に特定の場合の他は變更——引上げ——しないものである。又引上げようとする場合には、当該稅率を約束した相手國および当該商品のその他の主要輸入國と交渉して代償を提供しなければならない。)

この關稅率の點は特に重要である。というのは日本の現行關稅率が特に低く押えられているからである。現行關稅率は主として占領下の一九五一年に制定されたものであるが、(1)その際、それまで課稅品の六〇%以上を占めていた從量稅が從價稅に移された時の特殊事情があつた。それは、それ迄のインフレで無稅同様になつていたものに急に高率の課稅をすると輸入業者に酷であり、關連産業に過度の稅負擔をかけるという配慮があつて、これ等に關する稅率ができるだけ低くとどめられた。(2)國際社會への復歸を望むわが國として、ガット加入を有利にするため低稅率制度をとつた。(3)占領下であつたため、總司令部の要請が強かつた。(4)為替管理がある以上、關稅の役割を重視する必要がなく、加工貿易の立場上、輸入原料等は低稅率に押える必要があつた。⁽¹⁾この低關稅率という事情は數量的輸入制限の撤廢に際して再考を要するであらう。

各國の關稅障壁の高さを比較することは必ずしも容易ではない。産業保護的關稅と財政收入的關稅(これは未開發國に多い。未開發國の高關稅は多くこの理由によるものである。)との別があるし、又各國別に貿易構造が違つてゐるからである。

單純に輸入總額に対する關稅徵收額の比率を見ると、日本と歐米諸國では日本は最低關稅國である。

輸入總額に対する關稅收入額比率(%)

貿易の自由化と日本農業

日 本	三・五	(一九五七年)
アメリカ	五・六	(一九五七年)
イギリス	三〇・〇	(消費税を含む) (一九五七年)
カナダ	八・二	(一九五七年)
ドイツ	六・四	(一九五七年)
オランダ	一一・六	(一九五六年)

上表において、日本の場合は原料、食料など無税又は免税輸入が総輸入額の中で七二%にもなっていることを考慮する必要がある。⁽¹²⁾

注(1) ガットそのものの解説に関しては、日本語のものでは、内田宏・堀太郎共著『ガット―分析と展望―』一九五九年が最も良のものである。その第二編は和文と英文とによるガット条文とその解説を含んでいる。本節の解説は、他に言及のない限り、同書による。

- (2) 馬場啓之助「貿易自由化と農業政策」『農業統計調査』一九六〇年五月号、又 H. Martinseter, Landwirtschaft und GATT, im *Berichte über Landwirtschaft*, Heft 1, 1959.
- (3) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, pp. 149-50.
- (4) W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, pp. 340ff.
- (5) これについては省略したが、特に小麦に焦点を合せたものとして拙稿「戦後の国際小麦協定」(『農業総合研究』、第一卷第三号所収)二一七頁及び附録Iを参照されたい。
- (6) これに関する記述も省略したい。なお、拙稿「農産物過剰問題」(『農業総合研究』、第一卷第二号所収)を参照。
- (7) W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, p. 15.
- (8) W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, p. 27.

(9) 拙稿「世界農業の構造的不均衡」(『國際經濟』一九六〇年一月号所収)。

(10) 前出注(2)参照。

(11) 日本關稅協會編『日本の關稅』一九五九年、一三—二頁。なお、USDA, Foreign Agricultural Service, *Agricultural Policies of Foreign Governments, Including Trade Policies Affecting Agriculture*, 1957, p. 169. 参照。

(12) 内田、堀共著『ガット』、四五一—六頁。

三、貿易の自由化と日本農業

貿易自由化が日本農業に及ぼす第一次的、或いは直接の影響に関しては既に多くの議論がなされているので、ここでは余り詳細には扱うことはなさない。特に個々の農産物別の詳論は避けたいと思う。ここで証明しようとしているのは農業の分野における自由化の影響がそれ程破壊的なものではないという事実である。従来から農業の分野で自由化の悪影響を特に強調する論、或いは自由化そのものの否定論が余りにも横行してきている⁽¹⁾。そして、いけば自由化コンプレックスともいわれるべきものが横行している。筆者はこの自由化コンプレックスを軽減したいと思う。

勿論以下の行論は半分は予想ないしは一定の仮定の上になされているものであって、その限りで経済学の領域外に存在するものである。最初に以下の行論における仮定を指摘しておきたい。(1)第一は輸入税率である。既に前節で述べたように日本の輸入税率は低率に押えられている。この改正に関しては現在審議中であるが、貿易自由化を前にして、主要農産物に関して若干改められる必要があることは否定しえないし、又事実として改められるであろう。しかし極端に高率となることはないであろう。というのは、国内資源に乏しい日本としては、食糧、原料を出

来る丈大多量に、また出来る丈安価に輸入して、加工貿易を有利にし、それによって経済を發展せしめなければならぬからである。即ち国全体として低関税が望ましいのである。又、これは後述する処であるが、日本の農業保護は極端に厚いものではなく、又国内、国際間の農産物価格差も目立って広いのではない。従つて関税率を極端に引上げる必要はない。(2)農産物の国際価格は横ばいに推移するであらうと考えている。勿論個々の農産物価格は変動するであらうが、全体としては横ばいであらう。砂糖の輸入税は我国では例外的な従量税であるが、昨年は砂糖の国際価格が当初予想したより遙かに急激に下落したために、保護的役割を演ずることが出来なかった。だから、われわれの予想に反して、農産物の国際価格が急落する時には、以下の行論は全面的に改められねばならない。(3)最も重要な仮定は、世界経済ならびに日本経済が当分好況のうちに推移するであらうという仮定である。ここ二年程の異常に高い成長率を維持しなくても、戦後の平均程度の成長率を日本経済が維持するのであれば雇傭市場面から貿易自由化に対する反対論が成立しうるであらう。この雇傭と貿易の自由化との関連に関しても後述したい。

(一) 貿易自由化の条件

ここでは貿易自由化に伴なう農業面での調整が行なわれるべき背景とも云われるべきものを述べたい。これは四つの項目に關して行なわれる。即ち、農業の比較生産性に見られる傾向、国際収支面に及ぼした戦後農業發展の影響、農業保護の程度、および農業からの人口の流出の四点である。これ等は何れも独立の論文を要求する程の大きな課題であるが、ここでは、正確性を若干犠牲にしても、説明を簡單にして、紙面の節約に資したい。⁽²⁾

(1)農業の比較生産性に見られる傾向。一切の数字的説明を省略するが、一人当り生産性のタームでみて、凡そ今世紀の初頭に到るまで、日本農業は、日本経済全体と大略同じ程度の生産性の伸長を示してきたことは歴史的事実

であろう。それが第一次世界大戦後は大変な劣勢を示すのである。農業における一人当り生産性の伸長率は、国民経済全体のそれに比較して大巾な低下を示すのである。勿論この農業における相対的停滞は、両大戦間における世界的農業不況を反映しているのではあるが、日本独自の事情の存在することも否定しえない。われわれが前記における農業生産性の目覚ましい伸長の時期を、徳川時代の封建制度の撤廃の好影響によるもの（市場経済圏の拡大、それに伴う技術の普及と地主および農民による投資活動の活潑化）とするとき、後期における停滞は硬直的自作制度、農村制度のこの期間における確立と、それに伴う農民の投資意欲の喪失によるものとなしえよう。恐らくある種の歴史的報酬漸減の法則もあつたろう。

ところで戦後になると、この農業の停滞は再び拡張に転するのである。世界中の先進国の農業が享受しているのと同じような農業における技術革命を日本農業も享受している。又価格関係は農業に非常に有利に作用し、農業における投資活動を刺激している。更に農地改革が、明治初期における封建制度の撤廃と同じ役割を果し、農業活動を活潑ならしめた。

次の諸点に特に留意されたい。平均でいうならば、他産業の一層の生産性の伸長のために、農業の生産性の伸長は相対的停滞を示している。しかし、一部は後述する処であるが、作目別・地域別、或いは同一種経営、同一地域内でも経営単位別に生産性の伸長に非常な差があり、例えば畜産部門とか、米作でも東北地方のそれとかは、農業全体の平均の生産性の伸長を遙かに上廻る伸長を示している。これは特に最近の数年間に於て著しい。

(2) 国際収支面に及ぼした農業発展の影響。一九五〇年以降為替相場は一ドル三六〇円に維持され、また為替統制、貿易統制の面で大きな変化がなかったのであるから、農業発展の国際収支面に及ぼした影響は比較的容易に検討し

うるであらう。

第一表は最近数年間における商品別輸出入の動向を示したものである。第一表の考察で次の諸点が考慮さるべきであらう。生糸の輸出は原料品輸出に入れられ、絹織物は半成品および完成品に入れられている。種子・球根類の如き農産物も原料品に入れられている。更に食料品の中には水産物が入っている。だから食糧、飲料およびタバコの輸出入は必ずしも農産物の輸出入の傾向を示すものではない。しかし生糸および絹織物の輸出は、養蚕等における生産性伸長の動向を示すものというよりは、輸入国側の需要の動向を示すものである。特に第一表に示した期間に関してはそのように云いうるであらう。又種子および球根類の動向いかなが農産物の動向いかなを左右するには、それ等は余りにも重要でない。

水産物輸出に関して若干問題が残るであらう。事実第一表でも水産物以外の飲食品の輸出は漸減傾向にあるのである。しかし次の二点が考慮されねばならないであらう。(1)この水産物の輸出は輸出用、国内消費用の蛋白質食料の供給増加を反映しているので

第1表 商品別輸出入の動向

(単位：百万ドル)

	輸 出			輸 入		
	1953—54 年平均	1955—56 年平均	1957—58 年平均	1953—54 年平均	1955—56 年平均	1957—58 年平均
食糧、飲料およびタバコ	134.8	157.3	205.5	691.7	684.5	621.9
水 産 物	67.5	98.1	146.6			
水 産 物 以 外	67.3	59.2	58.9			
原 料 品	44.9	79.3	86.7	1,146.7	1,530.8	1,974.5
半 成 品	383.2	567.4	562.6	249.6	315.1	477.4
完 成 品	881.0	1,439.9	2,000.9	313.2	317.2	579.1
雑	8.1	8.7	11.6	3.3	2.9	5.4
計	1,452.0	2,255.6	2,867.3	2,404.5	2,850.5	3,658.3

大蔵省編『日本外国貿易年表、品別国別編』各年、巻末参考資料による。

ある。そして蛋白質食料の供給増加には畜産物の供給増加が大いに寄与しているのである。⁽³⁾だから日本人は著しい供給増加を示した畜産物を特に多く消費して水産物を輸出したといえるのである。(2)水産物輸出のかんりの割合が鮪・鮭・蟹等の巨大水産会社の漁獲物で占められているのは事実であるが、また鮑その他の中小漁民の漁獲物の輸出も相当大きな割合を占めているのである。そして後者の輸出は、農漁村地帯一般の経済活動の労働生産性の上昇を反映しているのである。以上二点を考慮すると、水産物を含めた食糧、飲料およびタバコの輸出入の動向をもつて農業における生産性伸長と関係づける方が適切であると考えられる。

さて第一表は商品貿易の貿易収支の改善が輸出の伸長によるものであって、輸入の縮小によるものでないことを示している。ところが食糧、飲料およびタバコの場合には輸出入共に減少しているのである。特に目立つことは輸入で減少しているのは食糧、飲料およびタバコに限られているということである。

日本が戦争直後の非常に低い食糧消費の水準から出発した以上、戦後の日本経済の進歩の過程で食糧消費の増加、食糧在庫量の増加が極めて著しいものであったであろうことはいうまでもない。それにも拘わらず、最近数年間に輸出が増加し、輸入が減少したことは非常に注目すべき事実である。そして米の輸入が一九五三―五四年平均の一、二二六千トンから一九五五―五六一年、一九五七―五八年にはそれぞれ一、〇〇三千トン、四二六千トンに減少したことがこれに与つて力があつたのである。同じような食糧輸入国の立場にあるイギリスおよび西ドイツではこの様な目覚しい傾向は見られなかった。⁽⁴⁾

以上から、戦後の日本農業の発展が日本の国際収支の改善に寄与した処がいかに大きいものであるかが明らかにされたであろう。皮肉なことに、この日本の国際収支の改善によって、日本農業は農産物の輸入を自由化せざるを

えない立場に追い込まれたのである。

(3) 農業保護の程度。一国の或る産業が海外からの競争にどの程度保護されているかを測定することは非常に困難なことである。理論的には内外の当該農産物の価格差（補助金を含む）を測るのが最良の方法であろう。しかし、例えばハーバラー報告はこの測定方法に伴う實際的困難として次の四点を掲げている。⁽⁵⁾ (1) 補助金（例えば肥料に対するそれ）は同時にいくつかの生産部門を覆うような形で支出されている。だからかかる補助金のうちのどれだけが個々の農産物に対する保護となっているかに関して問題が存する。(2) 品質の相違、加工度における相違、さらに市場を異にしていることに伴う問題が存する。(3) 生乳のようにそのものは国際市場で取引されないが、それを加工したバターのように輸出されたり、輸入されたりするものがある。酪農製品の市場は各国別に非常に複雑なので、各国別の牛乳生産農家に対する保護が、各国のバターに対する保護として解釈される場合に複雑な擬制計算を必要とする。(4) 租税その他の保護と同じ役割を果すものも考慮されねばならない。

輸入税率も保護の程度を示すが、これとて十分でないことは勿論である。関税以外の租税で保護的役割を演ずるものもあるし、数量的輸入制限も、国家貿易もある。更には外国為替統制も輸入規制として有効である。しかし内外の農産物価格差とか、輸入税率とか、その他総合的に判断すれば一応の農業保護の程度は明らかになしうであろう。

ところで、既に前節（二七頁）で言及した処であるが、日本の貿易政策では非とも留意しておかねばならない基本的事実がある。日本は国内の生産的資源に貧しいので、日本の経済発展は食糧および原料の輸入に非常な割合で依存した加工貿易によってのみなされるという事実である。だから輸出産業（これは必要物資の輸入のために必要であ

る)を有利ならしめるために、食糧および原料の輸入に対する制限を最低に保ち、またこれ等商品に対する輸入税も最低にすることが必要なのである。

この基本的事実に対して修正的事実が二つある。それは食糧管理と外貨統制である。前者は戦時および戦争直後の、長期的には食糧を増産し、短期的には公平なる食糧の分配を達成するという一般的農業政策目標の産物である。しかし、食糧不足が解消した現在、これ等の政策目標が改められねばならないのは事実である。農林水産業基本問題調査会の設置もこの政策目標の変更のためである。そして農業・他産業間の所得均衡の問題に政策目標は移りつつある。食糧管理制度が直ちに改められないのは、凡ゆる制度が漸進的にしか改善されないと同じである。従つて配給統制の必須の随伴制度である主要食糧の完全な輸入統制も続けられている。ただ、ここで留意されなければならないのは、同じく公平なる配給制度の必須の随伴制度である主要食糧の価格決定制度が、農業・非農業間の所得均衡の問題の出現に影響されて、農業所得維持の制度として用いられたという事実である。現行の食糧管理制度の下では輸入は完全に統制されているし、米麦価の算定は、国際価格を反映しないようなやり方で、完全な統制価格として決定されるのである。この様にして食糧管理制度は農業保護制度として用いられる可能性があるし、又事実用いられている。

これによる保護の程度は食糧管理特別会計における輸入穀物会計の黒字の大きさとして表現される。というのは国内価格が国際価格を上廻っただけ同会計は黒字を生むからである。これによると(予算数字で示したものであるが)、米および小麦の一九五八年の保護の程度は、諸経費を考慮しなければそれぞれ一六・〇%、三一・五%であり、諸経費を考慮すればそれぞれ五・〇%、二四・七%である。⁽⁶⁾(この場合品質の問題が考慮されていない。)後述する様に、

米および小麦の輸入税率はそれぞれ一五%、二〇%であるので、食糧管理制度による米・小麦の保護の程度は、米の場合は輸入税率より低く、小麦の場合は輸入税率より高いとなしうであろう。

程度を異にするが、同様の論旨のことを農産物価格安定法の対象作物に関しても云いうるであろう。

次に外国為替統制の問題がある。これも国際収支が逆調にあった頃の産物である。現在の日本の保有外貨高が通常の国際取引の運行に十分であるか否かは論じないとしても、それが急激に増加しつつあるのは事実であろう。この過程で、徐々にではあるが為替管理は緩和されて来ている。日本では全ての商業輸入は許可制度の下になされているが、そしてその詳細は省略するが、その許可制度の下では半年毎に外貨予算が組まれている。外貨予算に於ては全ての輸入品目はA A制の予算(自動承認制、Automatic Approval system)とF A制の予算(外貨割当制、Funds Allocation system)に分けて予算を組まれる。A A制においては外貨の割当は地域別・国別になされ、個々の商品別にはなされない。だからA A制のリストにある商品の輸入は、特定地域からの輸入の総枠があるだけで、個々の商品はその枠が使い切ってしまうまでは自由に輸入されるのである。これに反して、F A制では商品毎の枠が割当られるのである。だから外貨統制はA A制よりもF A制の方がはるかに厳格である。貿易の自由化という概念は日本にあてはめた場合にはA A制リストにある品目(自由化品目)の増加、或いはF A制リストにある品目の減少を意味する。A A制リストにある品目数が増加すれば、総外貨予算におけるA A予算の割合が増加するわけである。この割合を自由化率といっている。

日本はこの自由化率が、西ヨーロッパ諸国の七〇ないし九〇%に比較して、今年四月現在の四〇%という異常に低い点が問題にされている。しかしこの四〇%という率も過去一カ年に三〇%から急増して達成した数字なのであ

る。(この自由化率の算定の方法に伴う問題は省略する。)貿易、為替自由化促進閣僚會議の決定によると、この四〇%を三年後においておおむね八〇%、石油・石炭を自由化した場合には九〇%に引上げることを目途としている。⁽⁷⁾

大多数の農産物輸入がF A制になっていることは云うまでもない。(農林関係物資中A A制の割合は三三年二月の三一・四%から三五年四月の四二・二%——推定——となっている。)⁽⁸⁾又大豆のように、一部はA A制リストにありながら、その主産地たるドル地域からの輸入がF Aリストにあるために、實質的にF A制であるものもある。

処で問題となるのはF A制の下では、商品別の外貨割当がどうしても任意的になされやすい。又割当が過去の実績を基礎としてなされるため、どうしても既存業者に有利となり易い。だからどうしても能率が無視され、特定の部面を特別に保護することになり易い。⁽⁹⁾

以上食糧管理と外貨統制との側面で考える限り、日本の農産物輸入は自由化されている状態から程遠いものであると結論せざるをえない。

しからば主要農産物の国内・国際市場間の価格差はどれ程であるか。左表は輸入港におけるC・I・F価格を〇〇とした場合の生産者価格を、一九五八年に關して、指数で表現したものである。(農林漁業基本問題調査会事務局『農業基本問題の検討事項附表』、一九五九年二月一日、二三七頁より計算した。)

米	一二四・四	砂	糖	一六九・〇
小 麦	一四五・〇	大 豆	一四一・〇	
大 麦	一三五・五	菜 種	一三一・六	
トモロコシ	一〇七・三	バ タ	一	二四一・六

右に対応する輸入税率は左の如くである。なお、砂糖の税率のみは従量税であるが、これはアメリカ合衆国セントに換算して示した。

米		小麦		大麦		トイモ ロコシ		大豆		菜種		バター チーズ		砂糖 (粗糖)		砂糖 (精糖)	
一般税率	一五%	一般税率	二〇%	一般税率	一〇%	一般税率	一〇%	一般税率	一〇%	一般税率	五%	一般税率	三五%	一般税率	キログラム当り 一一 19/36 セント	一般税率	キログラム当り 一四 11/36 セント
協定税率		協定税率		協定税率		協定税率		協定税率		協定税率		協定税率		協定税率		協定税率	

価格差の比率が、輸入税率を上廻っていないければ、貿易を自由化してもその品目は直接の悪影響を受けないが、逆に上廻っていれば悪影響を受けるのである。更に悪影響を受けるものでも、その巾が小さいものであり、ガット協定税率のないものは、輸入税率を引上げることによって悪影響を避けうるものである。最後に、先述した処であるが、砂糖の様に国際市場価格の変動の激しいものは、現在時点で悪影響を受けないようでも、将来受ける可能性

を有っているのである。

以上の限りで次の様なことが一応の結論となしえよう。(1)品質差を考慮すると米に対する貿易自由化の影響は軽微であろうし、その程度は輸入税率の引上げによって除去しうる程度のものであろう。(2)大麦・小麦は相当大巾な輸入税率の引上げ、又は経営の合理化によらざれば、かなりの悪影響を、貿易自由化によって受けるであろう。(3)トーモロコシに対する貿易自由化の悪影響は考えられない。(4)大豆はガット協定税率が一〇%に押えられているので致命的打撃を受けざるをえない。(5)砂糖については、大・小麦と同程度のことを云いしうるであらう。(6)菜種に關しても相当深刻な影響を受けるであらう。というのは、たとえ菜種の輸入税率を引上げたとしても、これと競争的油脂原料である大豆が大量、安価に輸入されるであらうから、これによって打撃を緩和する方法はない。(7)バター(及び他の酪農製品にも妥当する)が自由化した場合は、何等の特定の手段をとらない限り、予想のつかない程に深刻な打撃を受けることとならう。(なおこれが肉および鶏卵に妥当しないことは後述する。)

最後に主要農畜産物の国別の農家庭先価格を第二表に掲げる。これは日本のそれを一〇〇として現わしているで、一〇〇以上の数字が多い場合には日本の国内価格は国際的に割安ということを示す。例えば鶏卵の如きは国際的に見て日本は極めて安いことになる。又牛・豚肉の場合もオーストラリアの場合を除けば日本は決して目立って高いとはいえない。馬鈴薯の場合(これは澱粉とは別であることを留意されたい。)も日本は非常に割安である。大・小麦の場合は輸入国としては特に割高ではない。

以上から酪農製品の場合を除外すれば、日本は自由化率は小さく、又食糧管理制度によって農畜産物を非常に保護して来たにも拘わらず、関税面・価格面では特に割高とはいえないのである。これは屢々述べて来た様に、戦

後農業における生産性の伸長が非常に著しいものであったために、それ程徹底的に保護しても割高現象をもたらす必要がなかったためである。特に西ヨーロッパと比較した場合、日本の農業をこの側面で特別扱いにする何等の理由もないことに留意すべきであろう。

(4) 農業からの人口の流出。正統派の国際貿易論は国内の産業間・地域間に生産要因の完全移動を仮定している。これは長期的分析であるため当然である。しかし、理論的長期とは程遠い現実の世界が、正統派の仮定とは全く異なるものであることは何人も否定しえない。特に日本では農業・非農業間に労働力の移動すること全く少なく、この結果として日本経済が二重経済であることが屢々主張されている。国内における生産要因の完全移動が貿易自由化の前提条件であるので、日本経済

第2表 主要国における農畜産物別農民受取価格
1954/55—1956/57年平均（日本=100）

	小 麦	大 麦	馬 鈴 薯	豚 (生体重)	肉 牛 (生体重)	鶏 卵
ベルギー	97.2	89.8	—	102.2	108.5	149.5
デンマーク	70.1	92.1	119.7	142.0	84.0	110.9
フランス	103.0	100.3b)	123.2c)	—	91.2c)	161.5
西ドイツ	102.5	138.7	129.8	121.5	102.8	160.4
イタリア	122.2	114.6	161.8	132.9	114.4	163.6
オランダ	71.0	90.5	—	102.0	111.0	117.2
ノルウェー	127.4	129.9	145.6	103.1	102.0	120.1
スウェーデン	86.9	93.5	166.7	164.5	196.2	119.1
アイス	157.4	173.7	210.1	166.4	123.3	203.0
イギリス	90.1	106.8	166.7	130.2	93.8	167.3
カナダ	47.0	53.9	178.1c)	130.0	92.8	120.4
アメリカ	78.9	63.6	192.3	83.5	88.8	112.0
オーストラリア	55.4a)	77.3a)	450.4a)	84.1a)	47.0a)	145.6a)

a) 1954/55—1955/56年平均, b) 1954/55, 1956/57年平均, c) 1955/56—1956/57年平均, Food and Agriculture Organization of the United Nations, *The State of Food and Agriculture 1958*, 1958, Annex Table 13 より計算。

では労働力移動は全く行なわれていないという上述の主張は、そのまま、貿易の自由化は不可能であるという主張となっている。ここでは上述の主張を吟味したいと思う。

さて、現在では殆んど常識となっているが、日本の農林業有業人口は一八七〇年から一九四〇年にかけて長期にわたり、千四百万人台をコンスタントに維持されて来た。この千四百万人にその家族員数を加えると、同期間の農家人口は三千万人となる。この期間の人口の自然増加率は年一・三％であつたから、約四〇万人が年々農村から都市に移動していたことになる。そして日本経済一般のかなりの変動もこの四〇万人という移動人口の規模にも、又千四百万人という農業有業人口の大きさにも格別の影響を及ぼし得なかつたのである。従つて、この期間に非農業における有業人口一人当り生産高が農業におけるそれを大巾に上廻つて増加した限りにおいて、日本経済は二重経済であつたというる。

第二次世界大戦は、その敗戦に伴なう農地改革、均分相統制の実施とか、或いは農業における技術変革、農村におけるコミュニケーションの手段の発達等を通じて、農村生活の徹底的変革をもたらした。これ等の変革は、中等教育の普及とか、労働市場条件における改善とかと共に農村青年を非常な勢いで都市に流出させることとなった。これは一九五三年以降、特にこの二カ年に著しい現象である。これと共に新規学卒者で農業に就業する人口は大巾に低下し(第三表参照)、農村は若年労働力に特に不足し始めた。農業就業人口総数においても年率

第3表 新規学卒者で農業に就いたもの

(単位:1,000人)

	計	(うち) 男		計	(うち) 男
1950	440	233	1955	264	149
1951	432	225	1956	252	145
1952	420	217	1957	220	128
1953	287	163	1958	186	109
1954	234	136	1959	167	100

並木正吉「農業人口の補充率(1920—1959)」『農業総合研究』, 14巻3号, 60頁の表を再掲したもの。

二%以上の減少と見積られている。

以上は長期においては農業・非農業間に労働力は全く移動的であることを示している。勿論、これが老年層、壮年層で移動的であることを意味していないことはいうまでもない。そして如何なる意味でも移動不能である老壮年層の労働力が、農業における調整をさまたげており、これが若年労働力の一層の流出となっていることも、恐らく指摘しうるであろう。例えば地価は、この若年労働力の大巾の移動にも拘わらず維持され続けているが、これは老壮年層がその固定的需要者ないしは所有者になっているからである。われわれの指摘したいのは、この老壮年層労働力の問題（これは補償——例えば反別補助金——の問題として処理さるべき性質のものである）と、若年労働力の問題（これにのみ産業構造ないし自由化の問題は関係する）とを混同してはならないということである。ここでも、日本農業に自由化をなしうる条件はないという結論は出てこない。

補足的に二つの点を指摘したい。(1)老壮年層における構造的（摩擦的といった方が適當であろう）失業の問題が余りにも深刻であれば上述の結論は出て来ない。しかし酪農と大豆（後述するように、これに澱粉等若干のものが加わる。）を例外とすれば、日本農業の各部分は貿易自由化にそれ程打撃を受けないのである。だから老壮年層の問題を雇傭問題における条件として一般化し、自由化を拒否するのは当をえない。又それに対する補償は財政的に可能であると考えられる。(2)日本の農業は西ヨーロッパの農業に較べて決して特殊ではない（勿論その意味する処が問題となりえようが）ということに屢々述べて来た。この点に関して更に若干を附加したいと思う。第四表に見られる様にデシマークとかイギリスとかを例外とすれば農業と非農業との間の労働生産性の較差は相当なものである。決して日本の農業が特別に過剰就業の状態にあるとは云いえない。また、なる程農場面積は日本よりも大きいが、別の指標

をとれば経営状態でも西ヨーロッパは日本と非常に近いものである。例えば耕地の分散は相当なもので、最近の推計によると、交換分合等によって整理を要する面積は、全農地の、ベルギー、フランスでは三〇%、ドイツ、スペインでは五〇%、ポルトガルでは六〇%に及んでいる。⁽¹⁰⁾かくて、一般論としては日本の農業を西ヨーロッパの農業とは別のものとして取扱うことは事実に反するのである。工業化された国に典型的にみられる農業として取扱うべきなのである。

(二) 貿易自由化の農業への衝撃

最初に一つの誤解を解決しておきたい。それは農産物の過剰傾向と貿易自由化の結果とを混同することである。さて澱粉質食糧に対する需要の所得弾力性は小さく、又日本農業

の戦後の生産性の上昇は目覚ましいものである。ここ数年間は澱粉質食糧の一部に過剰傾向がみられる。特に甘藷・馬鈴薯・大麦、低品質の小麦・陸稻等はその傾向が見られるのである。これらの生産地域はどちらかというと立地条件に恵まれておらず、その生産農家の所得水準は低く、且つ他作物への転換の可能性は限られている。これらの農家は農産物価格水準に影響を及ぼすような政府の農業政策に非常に敏感であり、又経済一般の進歩の結果たる農産物の過剰傾向と貿易自由化の結果とを容易に混同し易いのである。

日本の農産物市場の最近の特徴は酪農製品を始めとする畜産物等保健食糧の不足傾向と、低品質の澱粉性食糧の

第 4 表 主要国における農業・非農業
別の労働生産性, 1955年

	A 非農業	B 農業	B/A × 100
	労働力1人 アメリカ合衆国	当りア ドル	
デンマーク	2000	1755	88
イギリス	2330	1980	85
オランダ	1920	1170	61
フランス	2250	925	41
イタリア	1450	535	37
ポルトガル	755	225	30

P. Lamatine Yates, *Food, Land and Manpower in Western Europe*, 1960, p. 150

過剰傾向とが同時に存在することである。だから澱粉性食糧の生産に投じられている生産的資源は早急に引上げられて畜産物等の生産に用いられることが望ましい。だから万一にも貿易自由化によって低品質の澱粉性食糧の値下りを見たとしても、これは経済一般の進歩に対する農業の望ましい適応を促進するだけである。

次に自由化の農業に及ぼした影響が更に一般経済に二次的影響を及ぼす過程については論じないこととしよう。これは(1)非常に複雑なテーマであって、本稿のような小論文の紙巾では到底処理しきれないものであり、(2)日本経済の投入・産出マトリックスは三角形をなしていることと、そして農産物は主として最終需要に行く商品、又は皮革工業・食料品工業・繊維工業等最終需要に次ぐ産業に行く商品からなっていることのために、農業の自由化が一般経済に及ぼす影響が大きくないと考えられるからである。

ただ、常識的な観点から、次の一点だけは指摘しうるであろう。というのは日本経済は多くの先進国と比較した場合、特に労働力資源に恵まれているという事実が発することがあるからである。そのために貿易自由化の結果として、労働集約的産業の方が、資本集約的産業より有利となる。〔為替の自由化の結果として外資が導入され、金利が引下げられると逆の傾向を生ずる。しかしこの問題は一応伏せておく〕労働力に対する需要は増加し、農業からの人口流出は促進されるであろう。(特にイギリスを始めとする多数の国々が、第三十五条の「特定締約国間における協定の不適用」を日本に対して行なっており、日本がこの撤廃を要求しつつある現在では、この撤廃が実現すれば日本の労働集約的輸出産業は大幅に伸びることとなる。)他方において農業用資材の価格は下落ないし横ばいとなるであろう。というのは自由貿易は一般に商品の低廉をもたらすものであり、又日本は世界における農業用資材の独占的供給者ではないからである。これ等の結果として農業における労働は不足気味となり、労働以外の投入は豊富となるであろう。⁽¹²⁾ 農業の機械化

が促進される可能性があり、事実進行している。若し機械化の進行が十分でない時は農地は一部は荒廃するであろう。かくして農業は二つの調整の問題に直面していることになる。第一は只今説明した労働力不足に対処する問題である。これは自由化が行なわれない場合には農産物の一部での不足を激化せしめるであろうし、自由化が行なわれれば農地の一部の荒廃の可能性の増加と、機械化の促進とをもたらすであろう。第二は先に説明した保健食糧の不足と澱粉性食糧の過剰との問題である。自由化は不足を緩和し、澱粉性食糧の調整を促進するであろう。何れにせよ、構造問題は自由化によって激化されるとも、自由化によって構造的適応が早められるともいえるのである。続いて貿易自由化の農業統制制度への影響が問題とされねばならない。煙草は、財政的理由その他種々の理由によって、葉煙草の生産、加工、販売、輸入等の一切が専売公社によって独占的に統制されている。貿易の自由化によって煙草の専売制度が直接的に影響されるようなことはないであろうと考えられる。問題は他の作物に関するところである。

政府はいくつかの農産物に関して価格支持を行なってきた。食糧管理法によって農林省は米・小麦・大麦・裸麦の購入と輸入を独占的に行なうことを認められている。既に述べたように、これ等商品の価格は米価審議会の勧告に従って決定されている。同様にして、農産物価格安定法によって、農林省は甘藷・馬鈴薯・大豆・菜種・甜菜の価格を支持することを認められている。⁽¹³⁾これらの価格支持制度は戦後の農業生産性の伸長に非常に役立って来たと考えられる。勿論、われわれは農地改革の影響その他を決して軽視するものではないが、最近の数多くの文献が示しているように、価格の変動と不確実性の除去とは、資本制限 (capital rationing) を緩和し、経営の特化に導くものであることも留意さるべきである。だから価格支持制度は戦後の農業生産性の伸長に非常に役立ったし、

今後もそうであろうと考えられる。⁽¹⁴⁾

ところで農産物価格支持制度は国際市場から国内市場を分離すること、即ちこれら商品の輸入を制限することによって可能となるのであるから、貿易の自由化は当然農産物価格支持制度と矛盾し、制度の崩壊に導くものであろう。これは更に種々の農業組織に影響を与えずにはおかない。そして現制度に代わる他の統制制度が出来ない限り、農民は無統制の価格変動と不確定な市場条件に直面せざるをえない。事実、自由化コムプレックスを生ぜしめるに到った主要原因の一つは、農民の側におけるこの無統制の状態に対する不安なのである。

最後に貿易自由化が農業雇傭の面に及ぼす影響が論ぜらるべきであろう。最近ワルター・サラントがやったように投入・産出表を用いて、これを国民経済の規模でやる方法もあるが、ここではこのようなことはなさない。ここではゲイル・ジョンソンがやったようなもっと直接的、農業内部的な方法である。⁽¹⁵⁾ ジョンソンは農業保護の程度に依って各々の重要農産物を分類し、その各々の生産に使用された総労働時間を積み上げたのである。彼によれば一九四二年の農業における総労働投下時間の約二・四％が非常に手厚く保護された農産物の生産に用いられた。二・四％は適度に保護された農産物の生産に用いられた。他の全ての労働時間は中立的農産物、輸出農産物、農場の維持管理、その他に用いられたのである。一九四二年と現在とでは事情が全く違っているであろうから、日米の比較は無理であろう。

ジョンソンのものに較べると余程抱括さる程度において劣るが、日本農業における作物別所要労働時間は第五表に示した如くである。第一に第五表では農場の維持管理その他に要する所要労働時間が含まれていない。第二に畜産・養蚕等に要する労働時間が含まれていない。後者は、一九五七年で、農業粗生産額の一五％を占めている。そ

のうちの一一・四％が畜産物であった。

第三、例えば麦類における労働投下量の減少は推計上の減少をより大きく反映している。だから第五表の数字に推計上の問題がないわけではない。最初にこれらの欠点を指摘しておく。さて三七―三八頁の表から明らかな様に、現在保護されており、自由化によって不利な影響を受けるであろうものは麦類、甘藷・馬鈴薯・大豆⁽¹⁷⁾、一部の工芸作物、大部分の畜産物である(米は一応除外しておく)。これらは第五表から、労働集約的な作物ではないといえよう。極く大雑把に云って農業における総労働投下量の三〇ないし四五％が(畜産物を含む)自由化によって不利な影響を受ける作物に用いられている。だから、一応ここで二九―三〇頁に述べた仮定の上に立って、貿易自由化によって農業における労働需要の三〇ないし四五％が低い報酬を受けるようになるであろうと結論することが出来る。

貿易の自由化と日本農業

第5表 作物別所要労働時間

		1950—51年		1957年	
		ヘクタール当り 所要労働時間 (米=100)	作物別労働所要時間		作物別労働所要時間 (%)
			(1,000日)	(%)	
米	(水 稻)	100	789,446	40.8	40.5
麦		86	645,787	33.4	15.6
甘 藷	馬鈴薯	72	128,602	6.6	5.4
豆	類	30	51,039	2.6	3.6
蔬	菜	199	164,495	8.5	13.7
果	実	246	49,583	2.6	7.5
工 芸	作 物	206	54,824	2.8	12.0
その他	冬作物	18	11,931	0.6	} 1.7
その他	夏作物	69	39,702	2.1	
作 物	計		1,935,409	100.0	100.0

渡辺兵力「農業経営の展開構造」(東畑精一・磯辺秀俊編『農業生産の展開構造』1957,125頁)による。但し、1957年の数字は渡辺兵力氏の研究ノートより借用せるもの。

注(1) いささか極端ではあるが、これらの一般的潮流とは反対の議論として、例えば、田中宏「温室的農業保護を改めよ」『東洋経済新報』一九六〇年三月一九日号所収を参照されたい。又自由化の否定ないしは拒否論の典型として渡部伍良氏の次の発言を参照されたい。「日本農業を犠牲にして、国際協定の義務を履行するというわけには行かんわけだから、そうなると国際協定の改訂か、あるいは国際協定から脱退するということまで見当をつけて、貿易自由化の問題に対処しなければいかんということになるのじやないかと思うね。」渡部伍長、松岡亮氏対談「貿易の自由化と農業問題」『農林時報』一九六〇年四月号、六頁。

(2) ここでは問題をかなり概括的に取り扱いたいと思う。商品別の分析に関しては『農林統計調査』一九六〇年五月号等を参照されたい。

(3) 農林省の食糧バランス・シートによると、畜産物(肉類―但し鯨肉を除く―、卵・牛乳および乳製品)および魚介類(鯨肉を含む)の一人一日当り消費量は、それぞれ一九五四年には三九・一カロリーおよび六七・八カロリー、一九五七年には五三・二カロリーおよび八一・〇カロリーであった。畜産物の消費増は一四・一カロリーなのに、魚介類の消費増は一三・二カロリーである。農林省の生産指数(一九五〇―五二年を一〇〇とする)によると、畜産物の生産は一九五三年の一二六・七から一九五八年の二一三・九に増加したのに、水産物のそれは同じ期間に一〇九・八から一六三・三に増加したに過ぎない。

(4) 左の表を参照せよ。

日本、西ドイツおよびイギリスの主要食糧穀物輸入(1,000メートル・トン)

	1953—54年平均	1955—56年平均	1957—58年平均
日 本			
精 米	1,226	1,008	426
小 麦	1,973	2,637	2,340
西ドイツ			
小 麦	2,606	2,703	2,584
イギリス			
小 麦	4,396	5,208	5,243

Food and Agriculture Organization, *The Monthly Bulletin of Agricultural Economics and Statistics*. および日本の通関統計より作成せるもの。

- (5) General Agreement on Tariffs and Trade, *Trends in International Trade, A Report by a Panel of Experts*, 1958, p. 84
- (6) Taichiro Okawara, *Agriculture and Forestry Budget in Japan*, 1959, p. 52 より計算す。
- (7) 経済企画庁『貿易、為替自由化計画大綱』二一—二頁。
- (8) 渡部伍長、松岡亮「貿易自由化と農業問題」五頁。
- (9) Jacob Viner, *International Trade and Economic Development*, p. 83. なお松岡亮「貿易の自由化と農業」『農林統計調査』一九六〇年五月号四六一—八頁。
- (10) P. Lamartine Yates, *Food, Land and Manpower in Western Europe*, 1960, p. 176. なお同書は、少い紙数においてあるが、西ヨーロッパの農業に関する凡ゆる情報を含んでゐる。
- (11) H. B. Chenery and T. Watanabe, *International Comparisons of the Structure of Production*, in *Econometrica*, Oct. 1958. 特に第一一表参照。なおこの表においては、輸入の取り扱い方が、特に農産物中最終需要に行く部分を小さくするように出来てゐる。
- (12) 地価に関して問題が残る。地価の最近の事情に関する統計はえられない。しかしここ数年のうちに地価は下落するであろうと考えられる。
- (13) 生糸の価格安定制度は極めて支持的色彩のうすいものである。
- (14) 一九三〇年代以降のアメリカの農産物価格支持制度も同様の効果をもったものと考えられる。Glenn L. Johnson, "Stimply Function—Some Facts and Notions," in *Agricultural Adjustment Problems in a Growing Economy*, ed. by E. O. Heady and others, 1958, p. 91 参照。
- (15) Walter S. Salant, "Employment Effects of United States Import Liberalization".
- (16) D. Gale Johnson, *Trade and Agriculture*, 1950, pp. 51—2.
- (17) 第二表から明らかなように、日本の馬鈴薯価格は国際的にみて非常に低いのである。恐らく甘藷についても同様であろう。しかしそのかなりの部分が飼料用又は澱粉用に用いられるという意味で、これらは自由化に特に弱いのである。

四、結 語

以上いささか概括的に過ぎたが、(一)貿易自由化の意義をIMFおよびガットの成立の背景から説明し、続いて(二)ガットの諸規定とそこにおける農業問題の取扱いに若干の検討を加えた。そして最後に(三)日本の農業の現状と、これが貿易自由化によって受けるであろう打撃を述べた。

貿易の自由化とは、主として、数量的輸入制限の撤廃と他国に対する無差別待遇による多角的な世界経済の確立を意味する。決して自由貿易を意味するものではない。又古典派のいう意味における国際分業によって資源の最適配分を達成することを第一義的に考えているためのものでもない。⁽¹⁾雇傭と国際収支の安定には十分な注意が払われている。

勿論、多角主義がイギリスの英連邦主義とか、米ソ関係の悪化とかに影響されて完全に貫徹されていないことはいうまでもない。特にITOが発効しなかったのはブレトン・ウッズ体系およびガットを非常に弱いものとなさしめている。筆者は、世界の各国がこれらの欠点を理由としてナシヨナリスティックな政策に出ることよりも、これらの欠点を是正してより完全な多角経済機構を樹立する方向に努力することを期待したい。

直接に農業に関係してガットの最大の欠点となるものは、農業問題を軽視し、それを分裂したやり方で扱っているということである。アメリカのA A Aとの関係による例外規定と、西ドイツ等のハード・コア・ウェイバーによる例外規定とは、別個のものであるが、これは先進国の農業問題に関する規定としてもっと一般的に扱われる必要がある。

日本の農業は貿易の自由化によって直接相当の打撃を受けるであろうが、その打撃の程度は世にいわれているものよりかなり軽度のものであろう。この打撃を過大に評価するのは一つには貿易自由化の意義を誤解していることによる。もう一つは日本農業の後進性を特に強調しすぎている為である。筆者は農産物輸入の自由化を目して、日本農業が、日本経済の構造変化に適応するのをむしろ促進するものと解したい。

むしろ重大なのは直接の影響ではなくして、その日本農業統制制度に対する間接の影響である。これは農産物価格支持制度に特に深刻な影響を与えるだろう。だから、新しい農産物価格統制方式を早急に確立することが特に望まれる。これ等に関しては別の機会に論じたい。

なお、特に重要であるとはいえないが、二点のみ附加したい。第一は畜産の振興のために飼料の輸入を早急に促進する必要があること、第二、種々の商品に関して農産物の輸入の自由化に対処すると同時に製品ないしは加工食品の輸入の自由化に対処することが必要であること。これ等は商品別の検討によって明らかにされるであろう。これも別の機会にゆずりたい。

注(一) 国際分業の利益を不当に強調したものとしては、例えば渡辺太郎「貿易の自由化について」『パンキング』一九六〇年八月号所収を参照されたい。

(二) 飼料輸入に関する関心の欠如とか穀物生産に対する不当に高い関心とかは、西ヨーロッパにも共通している。P. Lantaine Yates, *Food, Land and Manpower in Western Europe*, pp. 190, 208.

(研究員)